

苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～ 改定に係る調査業務仕様書

令和8年4月

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室



1 業務名

苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る調査業務

2 目的

本市では「苫小牧市環境基本条例」に基づき、「苫小牧市環境基本計画」を平成15年3月に策定し、市をとりまく社会情勢の変化に合わせて改定を進めてきた。脱炭素社会への移行を計画的に進めるために、現行の「苫小牧市第4次環境基本計画」では「地球温暖化対策の推進に関する法律」の区域施策編として「第1期ゼロカーボン推進計画」の内容を盛り込んでいる。また、事務事業編として、第4期苫小牧市役所エコオフィスプラン」も策定している。

一方、国では令和7年2月に「地球温暖化対策計画」が改定され、2035年度、2040年度において温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すとしている。

本業務では、「苫小牧市第4次環境基本計画～第1期ゼロカーボン推進計画～」と「第4期苫小牧市役所エコオフィスプラン」の改定に向けて、国の計画等との整合を図りながら地域の特性を生かした計画とするための基礎情報を調査するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月15日まで

4 提案上限額

8,899,000円（税込）

5 業務内容

(1) 環境基本計画における基本的事項の整理

環境基本計画における「目指すべき環境」の分野及び基本目標について、現計画の基本的事項を整理した上で、本市の特性及び環境に関する課題等をもとに、本市が目指すべき環境の将来像を検討すること。

(2) 施策評価・分析

第4次環境基本計画～第1期ゼロカーボン推進計画～及び第4期苫小牧市役所エコオフィスプランについて、施策の達成状況の評価を行う。また、現計画の課題・問題点と市民の環境意識やニーズを考察・分析し、基本施策や推進体制、進捗管理方法を見直す。

(3) 関連計画等の整理

国や北海道、苫小牧市の関連計画及び施策等について情報収集、整理する。また、民間事業者等によるGX・脱炭素プロジェクトについても調査する。

(4) 市内における次世代エネルギーの需要ポテンシャル調査

水素等の次世代エネルギー関連施策を計画に反映させるため、市内の需要ポテンシャルを推計するための調査を行う。

(5) 温室効果ガス排出量算定方法等の調査・手法分析

地域の実態を反映できる、温室効果ガス排出量の算定方法や手法の検討を行う。なお、排

出される温室効果ガス排出量の推計を市が容易に行うことができるよう温室効果ガス排出量算定ファイルを Excel 形式等で、マニュアルとともに作成すること。

(6) 温室効果ガス削減目標の検討

各調査結果をまとめ、国や道の計画を踏まえた 2030 年度、2035 年度、2040 年度における温室効果ガス削減目標の検討及び、その実現に向けた実行性のある対策、施策を検討する。とりわけ 2030 年度については、地域の実態を反映した具体的な数字の裏付けを行う。

(7) 報告書の作成

本業務の報告書を作成する。報告書の構成や内容等については、市と協議のうえ決定するものとする。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、事前協議(1回)、中間報告(1回)、成果品納入時における最終報告(1回)の最低3回は実施し、調査の進捗状況について適宜市へ報告すること。

(9) 成果品

以下の成果品(紙媒体及び電子媒体)を提出するものとする。なお、5.(1)～(6)で実施した調査等についての報告書を作成し、電子媒体による提出はCD-R等の記録メディアで行うこと。

(ア)業務報告書(紙媒体3部、電子媒体1部)

(イ)温室効果ガス排出量算定ファイル(電子媒体1式)

6 その他特記事項

(1) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、市に速やかに報告すること。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはいけない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 業務責任者

等業務を効果的・効率的に実施するため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

(ア)受託者は本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

- (イ)業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年度条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 関係法令の遵守
業務の実施に当たって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。
- (6) 成果等の帰属について
(ア)業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。
(イ)受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用权等に関する一切の責任を負わなければならない。
- (7) 委託費の返還等
(ア)本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させるものとする。
(イ)受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと市が認めるとき、又は業務内容が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは、全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分に留意すること。
- (8) データの提供
調査業務にあたっては、業務の遂行上必要とされる資料として、現計画策定時の調査データ（電子媒体）を市から提供する。
- (9) 契約の締結
「苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る調査業務」と「苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る計画策定業務」は別々で契約を締結する。
- (10) その他
本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、決定すること。

7 問い合わせ先

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室

〒059-1364 北海道苫小牧市字沼ノ端2番地25

電話：0144-57-3666 / E-mail:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp